予定価格の公表方法の見直しについて

平成27年3月6日

1. 導入の経緯

本市では建設工事の入札について、予定価格の事前公表を行なっています。しかしながら、全国的には、ダンピング受注及び落札率の高止まり等の防止を目的として、予定価格を事後公表に移行している自治体が増加している状況にあります。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(H23.8.9 閣議決定)において、 落札率の高止まり、事業者の積算努力が損なわれること及び入札談合が容易に生じる可能性などの 弊害が生じた場合は、速やかに事前公表の取りやめを行うものとされています。

本市においても、適正価格での契約の推進と積算の妥当性並びに積算能力の向上に資するため、予定価格の事後公表を実施いたします。

2. 概要

①対象工事

平成27年4月1日以降に公告、通知する全ての競争入札案件

②入札回数

再度入札は2回まで(全3回)。紙入札者には別途指示。

③低入札価格調査制度

予定価格同様、調査基準価格等は事後公表とする。

④入札手続

原則電子入札とする。やむを得ない場合は紙入札の提出も可能とする。

⑤公表方法

落札者を決定した段階で島根県電子調達システム入札情報サービス及び市ホームページ上に公表する。ただし、不調及び不落の場合は公表しない。

3. 受注にあたって

入札案件に関する質疑については、質疑応答書または電子調達システムによることとし、それ以 外の方法により問い合わせることのないようにしてください。

万が一、不正行為等が確認された場合は、「雲南市建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」に基づき措置を検討いたします。